

# 川越市地区街づくり推進条例施行規則（案）の概要

平成 26 年 1 月

都市計画部 都市計画課

## 1 制定の趣旨

川越市地区街づくり推進条例（以下「条例」といいます。）の施行に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

## 2 施行規則の概要

### （1）建築行為等

・条例第 2 条第 3 号の「建築行為等」に該当する行為として、条例に定めるもののほか、次の行為を定めます。

- ① 建築物又は工作物の用途の変更
- ② 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更（色彩の変更を除きます。）
- ③ 屋外広告物の掲出又は表示
- ④ 木竹の伐採

### （2）公共施設

・条例第 2 条第 4 号の「公共施設」に該当する施設として、条例に定めるもののほか、緑地、広場、上水道、河川、水路、調整池及び消防の用に供する貯水施設を定めます。

### （3）協議会の登録の申請等

・条例第 6 条第 2 項の協議会の登録の申請には、次の事項を記載することとします。

- ① 協議会の名称、連絡先及び代表者の氏名
- ② 協議会の活動の概要
- ③ 地区街づくりを行う区域

・協議会の登録の申請には、次の書類を添付することとします。

- ① 活動計画を記載した書類
- ② 会則その他これに類するもの

- ③ 構成員の氏名及び住所が記載された名簿
  - ④ 地区街づくりを行う区域を表示する図面
  - ⑤ 地区街づくりを行う区域の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、当該地区街づくりの内容について周知した状況及び意見を聴取した結果を記載した書類
  - ⑥ その他市長が必要と認める書類
- ・協議会の登録の要件を次のように定めます。
    - ① 10人以上によって構成されていること。
    - ② 地区街づくりを行う区域の地区住民等、自治会及び商店会等に対し、当該協議会の活動に関する情報を周知し、意見を聴取したものであること。
    - ③ 地区街づくりを行う区域の範囲を協議会自らが活動できる一定の規模以上の範囲で定めていること。
    - ④ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うものでないこと。
    - ⑤ 専ら特定の者に利害を及ぼす活動又は特定の事業活動などに反対することを目的とする活動を行うものでないこと。
    - ⑥ 公益を害し、又は害するおそれのある活動を行うものでないこと。
    - ⑦ その他市長が不適当と認めるものでないこと。
  - ・市長は、協議会の登録の申請があったときは、適否を決定し、その旨を協議会に通知するものとします。

#### (4) 協議会の登録の公表

- ・市長は、協議会の登録をしたときは、次の事項を公表するものとします。
  - ① 協議会の名称、連絡先及び代表者の氏名
  - ② 活動の概要
  - ③ 地区街づくりを行う区域
  - ④ 登録番号
  - ⑤ 登録年月日
  - ⑥ その他市長が必要と認める事項
- ・協議会の登録の公表は、市役所都市計画課に書面を備え置くほか、インターネットにより行うものとします。

(5) 協議会の登録の変更

- ・協議会は、登録内容を変更しようとするときは、申請書に変更に係る書類を添付して市長の登録の変更を受けることとします。

ただし、次の軽微な変更については、届出書に変更に係る書類を添付して市長に届け出ることとします。

- ① 協議会の連絡先、代表者の氏名及び住所
- ② 構成員の氏名及び住所
- ③ 地区の区域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- ④ その他市長が軽微な変更と認めるもの

(6) 協議会の登録の取消し

- ・協議会は、登録の取消しを受けようとするときは、地区住民等に対し、登録の取消しについて周知し、意見を聴いた上で、届出書に周知の状況及び意見聴取の結果を記載した書類を添付して市長に届け出ることとします。

- ・市長は、協議会の登録の取消しをしたときは、(4)に準じて公表するものとします。

(7) 地区街づくり計画の認定等

- ・条例第8条第1項の地区街づくり計画の認定の申請には、次の書類を添付することとします。

- ① 地区街づくり計画を記載した書類
- ② 地区街づくり計画の対象となる地区の区域（以下「計画区域」といいます。）を表示した図面
- ③ 条例第11条第1項に規定する協議を行う場合における協議会の意思決定の方法等を記載した書類
- ④ 計画区域内の地区住民等に対し、地区街づくり計画の内容について周知した状況及び意見を聴取した結果を記載した書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

- ・市長は、地区街づくり計画の認定の適否を決定したときは、協議会に書面により通知するものとします。

- ・条例第8条第4項第2号の同意の数は、3分の2とします。

・条例第8条第4項第5号の要件は、次のとおりとします。

- ① 地区街づくり計画の内容について、計画区域内の地区住民等、自治会、商店会等に対し周知され、かつ、意見を聴取して作成されたものであること。
- ② 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とする内容でないこと。
- ③ 専ら特定の者に利害を及ぼす活動又は特定の事業活動などに反対することを目的とする活動を行う内容でないこと。
- ④ 公益を害し、又は害するおそれのある活動を行う内容でないこと。
- ⑤ 公共施設において地区街づくりを行う場合は、当該公共施設の管理者の同意を得たものであること。
- ⑥ 計画区域が地区街づくりを行う区域内の一定の規模以上の範囲で定めていること。
- ⑦ 計画区域が認定を受けた他の協議会の地区街づくり計画に係る計画区域と重複して定めていないこと。ただし、当該地区街づくり計画の内容が、当該他の地区街づくり計画の内容と抵触しない場合は除きます。
- ⑧ その他市長が不適当と認める内容でないこと。

(8) 地区街づくり計画の認定の公表等

・条例第8条第6項の地区街づくり計画の認定に係る告示事項として、条例に定める事項のほか、次の事項を定めるとともに、告示事項を(4)の公表の方法に準じて公表するものとします。

- ① 認定年月日
- ② 認定番号
- ③ その他市長が必要と認める事項

(9) 認定計画の軽微な変更

・条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の事項とします。

- ① 地区の区域の名称の変更又は地番の変更
- ② その他市長が軽微な変更と認めるもの

(10) 認定計画の変更

- ・ 条例第9条第1項の規定による認定計画の変更をしようとするときは、申請書に変更に係る書類を添付して、変更の申請をすることとします。また、軽微な変更については、届出書に変更内容が記載された書類を添付して市長に届け出ることとします。

#### (11) 認定計画の更新

- ・ 協議会が認定計画の期間の満了後引き続き認定計画の認定を継続しようとするときは、認定計画の期間の満了する日の30日前までに、申請書に(7)に掲げる書類を添付して市長の更新の認定を受けるものとします。

#### (12) 認定計画の取消し

- ・ 協議会が認定計画について認定の取消しを受けようとするときは、認定計画の対象となる区域内の地区住民等に対して、認定の取消しに関する情報を周知し、意見を聴いた上で、届出書に周知の状況及び意見聴取の結果を記載した書類を添付して市長に届け出ることとします。
- ・ 市長は、協議会が条例第6条第4項の規定による登録の取消しを受けたとき、認定計画が条例第8条第4項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき、上記の届出書の提出があったときは当該認定計画を取り消すものとします。
- ・ 上記の取消しをしたときは書面で当該協議会に通知するとともに、次の事項を公表します。
  - ① 取り消した認定計画の名称
  - ② 取り消した認定計画の対象となる区域
  - ③ 取り消した認定計画の認定年月日及び取消年月日
  - ④ その他市長が必要と認める事項
- ・ 認定計画の取消しの公表は(4)の方法に準じて行うこととします。

#### (13) 地区街づくりルールへの適合に係る協議

- ・ 条例第11条第1項の規定により地区街づくりルールに適合するようとりべき措置について協議を求められた者は、必要な法令上の手続きを行おうとする日(ただし、法令上の手続きがない場合には、建築行為等の着手の日)の45日前までに、届出書に次の書類を添付して、協議の要請があった認定計画の認定を受けた協議会(以下「認

定協議会」といいます。)に届け出ることとします。

- ① 案内図
- ② 配置図
- ③ 平面図
- ④ 立面図

- ・上記の届出を受けた認定協議会は、協議を行う場合における協議会の意思決定の方法等に従いすみやかに、協議を終了するものとします。
- ・協議の届出を受けた日から起算して45日が経過したときは、協議が成立しない場合であっても協議は終了するものとします。

(14) 認定協議会の協議に係る市長に対する協力の要請

- ・認定協議会が条例第11条第2項の規定による専門家の派遣等の協力を要請するときは、書面により行うこととします。

(15) 届出対象区域内における建築行為等に係る届出等

- ・届出対象区域内において建築行為等を行おうとする者は、必要な法令上の手続きを行おうとする日(ただし、法令上の手続きがない場合には、建築行為等の着手の日)の30日前までに、届出書に次の書類を添付して市長に届け出ることとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合も同様とします(この場合において、届出書の添付書類は、変更に係るものとします)。

- ① 案内図
- ② 配置図
- ③ 平面図
- ④ 立面図
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

- ・条例第13条第1項第1号の規則で定める行為は、条例に定める行為のほか、都市計画法施行令第38条の5各号に掲げる行為とします。また、市長が定める建築行為等の制限に関する基準に該当しない行為については、届出は不要とします。

(16) 地区街づくり推進法人の指定の申請等

- ・条例第17条第1項の地区街づくり推進法人の申請は、申請書に次の書類を添付して市長に申請することとします。

- ① 当該法人の活動の概要を記載した書類
- ② 当該法人の財務諸表
- ③ 当該法人の実績を証する書類
- ④ その他市長が必要と認める書類

- ・条例第17条第1項第2号の同意の数は、3分の2とします。

- ・条例第17条第1項第3号の要件は、次のとおりとします。

- ① 協議会の同意を得ていること
- ② その他市長が不相当と認める団体でないこと

#### (17) 公共施設の水準に関する協定

- ・条例第18条第2項により地区街づくり推進法人が市と公共施設の水準に関する協定を締結しようとするときは、協定書に公共施設の配置図、規模及び構造を表示する図面その他市長が必要と認める図面を添付して、市長に提出することとします。

#### (18) その他

- ・上記のほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。
- ・その他申請等に必要な様式について定めます。

### **3 施行期日**

この規則は、平成26年4月1日から施行することとします。